



2022年6月29日

各 位

会 社 名 Zホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)
川 邊 健 太 郎
(コード: 4689 東証プライム)
問い合わせ先 専務執行役員 GCFO (最高財務責任者)
坂 上 亮 介
(電話: 03-6779-4900)

支配株主等に関する事項について

当社の親会社であるソフトバンクグループ株式会社 (以下「SBG」といいます。)、ソフトバンクグループジャパン株式会社 (以下「SBGJ」といいます。)、ソフトバンク株式会社 (以下「ソフトバンク」といいます。) 及びAホールディングス株式会社 (以下「AHD」といいます。) について、支配株主等に関する事項は、以下のとおりとなりますので、お知らせいたします。

記

1. 親会社、支配株主 (親会社を除く。)、その他の関係会社又はその他の関係会社の親会社の商号等

(2022年3月31日現在)

名称	属性	議決権所有割合(%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所 等
		直接所有分	合算対象分	計	
ソフトバンクグループ株式会社	親会社	—	64.8	64.8	株式会社東京証券取引所市場第一部(注)
ソフトバンクグループジャパン株式会社	親会社	—	64.8	64.8	—
ソフトバンク株式会社	親会社	0.0	64.8	64.8	株式会社東京証券取引所市場第一部(注)
Aホールディングス株式会社	親会社および 主要株主である 筆頭株主	64.8	64.8	64.8	—

(注) 2022年4月4日付で(株)東京証券取引所 プライム市場に移行しております。

2. 親会社等のうち、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社の名称及びその理由

名 称	ソフトバンク株式会社
その理由	ソフトバンクは、当社の議決権の 64.8%を直接保有する AHD の議決権を NAVER Corporation とともに 50%ずつ直接保有し、AHD を連結子会社としているため

3. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

(1) 親会社との関係

AHD は、当社の議決権の 64.8%を所有する親会社および主要株主である筆頭株主です。

なお、当社は、2022 年 4 月の東京証券取引所の市場区分の見直しに際し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の実現のため、プライム市場への上場に必要流通株式比率基準（35%）を充足することを目的に、2021 年 12 月 3 日、自己株式の取得を行うこと及びその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を決定いたしました。本公開買付けにあたり、当社と AHD との間で 2021 年 12 月 9 日をもって本公開買付けに応募する旨の応募契約書（以下「本応募契約」といいます。）を締結し、同契約に基づく AHD の応募を経て、当社は本公開買付けを通じて AHD より当社普通株式 102,848,600 株を買付けました。これにより、AHD の当社に対する議決権比率は 64.8%となりました。なお、AHD は当社の親会社であることから、本公開買付けにおける AHD からの自己株式の取得は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定められる支配株主との取引等に該当します。そのため、本公開買付けによる AHD からの自己株式の取得に際して、少数株主の不利益となるような取引とならないよう措置を講じており、さらに AHD との間に利害関係を有せず、一般株主と利益相反が生じるおそれのない当社の独立役員である社外取締役 4 名（國廣正、臼見好生、蓮見麻衣子、鳩山 玲人）で構成されるガバナンス委員会に対し、2021 年 11 月中旬から下旬において、AHD との交渉方針や当社及び AHD から独立したみずほ証券を第三者算定機関として起用することについて説明した上で随時承認を得、また、上記のガバナンス委員会から、本応募契約が締結されることを前提とした本公開買付けを実施することについての決定は当社の少数株主にとって不利益なものではないと判断する旨の答申（以下「本答申」といいます。）を 2021 年 12 月 3 日に取得し、本公開買付けの買付価格を決定した同年 12 月 9 日においても、同委員会より本答申の内容に変更がない旨確認を得ております。また、当社の取締役である桶谷拓は、2021 年 6 月まで AHD の親会社であるソフトバンクの業務執行役員を兼務しており、また、本公開買付けの決定時点においても、同社の顧問を兼務しているため、本公開買付けの検討・決定に際しての当社の意思決定過程における恣意性を排除する観点から、本公開買付けに関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において AHD との協議・交渉にも参加しておりません。以上のことから、当社取締役会としては、本公開買付けにおける AHD からの自己株式の取得は、当社の利益を害するものではないと判断しています。

ソフトバンク、SBGJ および SBG はそれぞれ当社の議決権の 64.8%を実質的に保有する親会社です。なお、SBG、SBGJ およびソフトバンクは当社の親会社である AHD を通じて当社の議決権を間接的に所有する親会社であり、ソフトバンクは AHD の親会社、SBGJ はソフトバンクの親会社、SBG は SBGJ の親会社です。

当社取締役の親会社等および親会社等のグループ企業における役職員の兼務状況は、下記のとおりです。

<役員兼務状況>

(2022年6月29日現在)

当社における役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
代表取締役社長 Co-CEO (共同最高経営責任者)	川邊 健太郎	SBG 取締役 ソフトバンク取締役	グループ連携力の強化のため
取締役 専務執行役員 E-Commerce CPO	小澤 隆生	PayPay(株)取締役	当社の完全子会社であるヤフー(株)の持分法適用会社でもある PayPay(株)との連携強化のため
取締役 専務執行役員 GCSO (Group Chief Synergy Officer)	桶谷 拓	PayPay(株)取締役	当社の完全子会社であるヤフー(株)の持分法適用会社でもある PayPay(株)との連携強化のため

(2) 親会社等からの独立性の確保について

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名のうち1名が親会社の取締役に就任し、これを兼務しておりますが、親会社から招聘し親会社の役職員を兼務している取締役はおりません。

また、当社の営業取引における親会社のグループ会社への依存度は低く、そのほとんどは一般消費者または当社と資本関係を有しない一般企業との取引となっています。加えて、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを敢えて明確に定めています。

当社では、取締役会の決議につき特別の利害関係を有するものは議決権を行使できない旨を取締役会規程において定めています。また、「特別の利害関係を有するもの」に該当するか否かの判断にあたっては、必要に応じて外部の専門家の意見を聞くなどし、正確な判断ができるよう努めています。

なお、当社の取締役会は、取締役10名のうち4名は独立社外取締役で構成し、独立性を確保しているほか、取締役会の諮問機関として、当該独立社外取締役4名で構成されるガバナンス委員会を設置しています。当該委員会にて、親会社などのグループ会社との取引実施時の意思決定のモニタリングなど、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの更なる向上と、当社少数株主の保護を図るため、当社グループのガバナンス等に関する重要な事項について審議を行っております。

このような諸施策により、事業運営上、当社の親会社からの独立性は十分に確保されていると判断しています。

4. 支配株主等との取引等に関する事項

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	Aホールディングス(株)	東京都港区	100	持株会社	(被所有) (直接64.8%)	自己株式の取得	自己株式の取得 (注)	68,188	—	—

(注) 2021年12月3日開催の取締役会の決議に基づき、公開買付けの方法により当社普通株式102,848,600株を1株当たり663円で取得しています。なお、1株当たりの買付価格は、1株につき金663円と、本公開買付価格を最終的に決定する取締役会決議の日(2021年12月9日)の前営業日である2021年12月8日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値に対して6%をディスカウントした金額である金687円(小数点以下第一位を切捨て)とを比較した、低い方の金額としました。

5. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社の親会社は **SBG**、**SBGJ**、ソフトバンクおよび **AHD** であります。当社では、「当社及びその親会社・子会社・関連会社間における取引及び業務の適正に関する規程」を制定し、親会社等との取引において、第三者との取引または類似取引に比べて不当に有利または不利であることが明らかな取引の禁止や、利益または損失・リスクの移転を目的とする取引の禁止などを明確に定め、公正かつ適正な取引の維持に努めています。また、親会社との一定の取引・行為については、ガバナンス委員会での審議を必須としています。

以 上